

「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業 実施要綱

制 定：令和2年3月17日付けしま暮第556号

一部改正：令和3年2月9日付け中離振第228号

一部改正：令和3年3月26日付け中離振第277号

第1. 事業の趣旨・目的

「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業(以下、「モデル地区推進事業」という。)を実施し、複数の公民館エリアでの協働による生活機能の確保に重点を置いた「小さな拠点づくり」に向けた取組を推進する市町村を県が重点的に支援することで、住み続けられる中山間地域の実現を目指した地域運営の仕組みづくり(「小さな拠点づくり」)の取組を加速化させ、県民の目に見える形にし、他地区への波及を目指す。

第2. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 島根県中山間地域活性化基本条例(平成11年島根県条例第24号)第2条に規定する中山間地域をいう。
- (2) 生活機能の確保 買い物(商店、移動販売)、金融(店舗、固定ATM、移動ATM)、燃油入手(ガソリン、軽油、灯油、混合油)、医療・介護・福祉(病院、診療所、訪問診療・看護、介護)、防災(組織づくり、避難場所の確保)、冬期や病後などの一時的な居住、生活支援(除草、除雪など)、住宅などの紹介提供(空き屋バンクなど)、生活交通など、日常生活を営む上で必要なサービスが利用できる環境を、承継、再開、新設、誘致、導入や地域外のサービスへのアクセス方法の整備などにより確保することをいう。
- (3) モデル地区 原則、複数の公民館エリアで協働して生活機能の確保に取り組む地区で、県が選定した地区をいう。
- (4) 過疎対策事業債 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第1項及び第2項に規定する事業の実施のために特別に認められる地方債をいう。
- (5) ハード事業 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第1項に規定する施設・設備を整備するために市町村が実施する事業をいう。
- (6) ソフト事業 前号に規定する事業以外で市町村が実施する事業をいう。

第3. 支援対象者

モデル地区が所在する市町村とする。

第4. 事業の内容等

モデル地区推進事業においては、次の各号に定めるとおり支援を行うものとし、支援の

対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）を行う市町村に対して補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、この要綱及び別に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 事業の内容

モデル地区が取り組む生活機能の確保に向けた取組を推進する市町村を支援する。

(2) 支援対象事業

モデル地区における生活機能の確保のため、市町村が実施する事業とする。

(3) 支援の内容

支援対象事業に要する経費の一部を交付する。支援対象経費は別表のとおりとし、対象事業費の上限額は1地区あたり、令和2年度から令和6年度の間で150,000千円（ハード事業100,000千円、ソフト事業50,000千円の範囲内）とする。

なお、過疎対策事業債を充当しない場合、国、県その他の団体から補助金等の交付を受ける事業は支援対象事業としない。

第5. 事業計画の提出

本要綱に基づく支援を受けようとする市町村は、様式第1号による支援対象事業に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出するものとする。

第6. 支援対象事業の認定

知事は、第5の規定により事業計画書の提出のあった支援対象事業について、事業内容を審査の上、適当と認めるものについて認定し、その結果を当該市町村へ通知するものとする。

第7. 事業明細書等の提出

第6の規定により認定をうけた市町村（以下「認定市町村」という。）は、別に定める事業明細書及び事業費積算表について、事業を実施する年度ごとに作成し、当該年度の事業着手までに、知事に提出するものとする。

第8. 事業計画の変更等

(1) 認定市町村は、認定を受けた支援対象事業（以下「認定支援対象事業」という。）について、次のいずれかに該当する場合には、様式第2号による変更認定申請書を提出し、知事による変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けるものとする。

- ①認定支援対象事業に要する経費を増額するとき。
- ②認定支援対象事業に要する経費を2割以上減額するとき。
- ③認定支援対象事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき。
- ④認定支援対象事業を中止し、又は廃止するとき。
- ⑤その他認定支援対象事業について重要な変更をするとき。

(2) 変更認定の手続きについては、第5の規定を準用する。

第9. 事業実績報告

- (1) 認定市町村は、事業を実施する年度の認定支援対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (2) 認定市町村は、知事が指示したときは、様式第4号により、支援対象事業の実施状況を報告しなければならない。
- (3) 認定市町村は、認定支援対象事業が完了しない場合においても、第6の規定による認定を受けた日の属する年度の末日までに実績報告書を提出しなければならない。

第10. 事業期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第11. その他

この要綱に定めるもののほか、モデル地区推進事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4の(3)関係）

支援対象経費

支援対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。

なお、市町村から地域運営組織などに補助、委託する場合においても、次の経費は対象経費として認められない。

- ・食糧費（ただし、事業に不可欠と認められるものを除く。）
- ・市町村からの補助先、委託先の組織又は施設の管理運営などに要する経常的な経費
- ・従前から実施している事業に係る経費
- ・出資、出捐又は貸付に要する経費
- ・用地取得又は補償に要する経費
- ・事務費（ただし、事業実施に必要と認められるものを除く。）
- ・仕入経費等
- ・公租公課
- ・その他、不相当と認める経費

様式第1号(第5関係)

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

〇〇市(町、村)長

「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業 事業計画書

「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業実施要綱第5の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

記

1. モデル地区を構成する地区名

2. 事業内容

別添 事業概要書のとおり

〇〇市(町、村)交付(補助)金交付要綱

※各種団体等に対して補助金の交付する場合

その他

様式第2号(第8関係)

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号で認定通知のあったこの事業について、同事業実施要綱第8の規定により下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|----------|------------|
| 1 当初認定額 | 金〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2 変更後認定額 | 金〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 3 差引変更額 | 金〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 4 変更の理由 | |

<添付書類>

- ・事業計画書の新旧対照表

島根県知事 様

市 町 村 長

年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で認定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、同事業実施要綱第9の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 事業内容及び事業の成果

2. 認定支援対象事業に要した経費の配分

(単位：円)

事業費 (a)+(b)+(c)	補助対象経費 (a)+(b)	認定支援対象事業に要した経費の配分		その他 支出金 (c)
		県補助金 (a)	市町村支出金 (b)	

3. 認定支援対象事業の完了期日 令和 年 月 日

4. 収支決算

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入		
	計	
支 出		
	計	

添付書類

- (1) 別添事業成果報告書・事業費収支決算内訳表
- (2) 支出及び事業の完了を証する書類
 - ・ハード事業…………… 契約書（写）、竣工検査調書（写）、出来高設計書、関係図面、竣工写真等
 - ・ソフト事業 …………… 契約書（写）、履行検査調書（写）、成果品、活動写真等
- (3) 間接補助事業については、市町村長に対する実績報告書（写）
- (4) その他参考資料

島根県知事 様

市 町 村 長

年度「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で認定通知のあったこの事業について、同事業実施要綱第9の規定により、その実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業の遂行状況

(年 月 日現在)

計 画	遂行状況	進捗率	完了予定 年月日	備 考
		%		

3. 経費（事業費）の執行状況

(年 月 日現在)

計 画 額	執行済額	出来高	今後執行予定額	備 考
円	円	%	円	